

## 東京慈恵会医科大学 教育センター規程

平成23年9月7日 制定

平成25年9月1日 改定

### (センターの設置)

第1条 本学に東京慈恵会医科大学教育センター(以下、センターという)を置く。

### (目的)

第2条 センターは、本学医学・看護学の卒前ならびに卒後教育の支援組織として、教育を推進する。これらの活動を通して、東京慈恵会医科大学の発展に寄与し、国民のための医療者教育の向上に貢献することを目的とする。

### (業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学科教育の支援業務に関する事
- (2) 看護学科教育の支援業務に関する事
- (3) 看護専門学校教育の支援業務に関する事
- (4) 大学院教育の支援業務に関する事
- (5) 卒後教育の支援業務に関する事
- (6) 地域医療者教育に関する事
- (7) 教育関連補助金獲得および教育補助金検討委員会の管理・運営に関する事
- (8) シミュレーション教育施設の管理運営に関する事
- (9) 教育情報基盤支援業務(e-learningを含む)に関する事
- (10) 学校法人主催公開講座の企画、調整、実施支援に関する事
- (11) 教育IRに関する事
- (12) その他、本学教育に関する事

### (部門及び研究室等)

第4条 センターに、次に掲げる教育部門、研究室等を置く。

- (1) 医師キャリアサポート部門
  - ① 医学教育研究室
  - ② 教育開発室
- (2) 看護キャリアサポート部門
- (3) シミュレーション教育部門
- (4) 地域医療支援部門
- (5) 教育IR部門

### (運営委員会)

第5条 センターの業務を円滑に推進するため、教育センター運営委員会(以下、委員

会という)を置く。

- 2 センター長、部門長、センター事務長、センター長が推薦する者を運営委員とする。また若干名のオブザーバを置くことができる。
- 3 運営委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 センター長は、委員会を招集し、その議長(委員長)となる。
- 5 委員会は、次の事項を審議する。
  - (1) 教育センターの運営に関する基本的事項
  - (2) 教育センターに必要な規則の制定および改廃に関する事項
  - (3) 部門の新設、改廃に関する事項
  - (4) 部門長の選考
  - (5) 研究室の新設、改廃に関する事項
  - (6) 研究室長の選考
  - (7) その他、必要な事項

(センター長)

第6条 センター長の任免は東京慈恵会医科大学教育センター長選任等規程による。

(部門長及び研究室長)

第7条 センター内の部門に部門長、研究室に室長を置くことができる。

- 2 部門長は運営委員会の選考に基づき、学長が任命する。
- 3 部門長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 研究室長はセンター長が任命する。
- 5 研究室長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務)

第8条 センターに関する事務は、教育センター事務室において処理する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、本規程第5条に示す運営委員会における議決を経て学長の承認をもって行う。

附則

1. この規程は、平成25年9月1日より施行する。

改定 平成25年4月1日